## 平成27年度第2回

# 下請法クイズ

第1回下請法クイズのほかには、どんな内容があるのかな?



第2回下請法クイズにもチャレンジしてみてね! 下請法クイズは,ステップ1(下請法の適用範囲),ステップ2(親事業者の義務),ステップ3(親事業者の禁止事項)に分かれているよ!



【ステップ1】次の取引のうち、 下請法の適用があるものには○を、 そうでないものには×を付けてください。

- 1:自動車ディーラーであるA社(資本金5000万円)は、顧客から請け負った自動車の修理をB社(資本金300万円)に委託している。
- 2: C社(資本金4億円)は、自社の会社案内パンフレットの作成について、そのデザインの作成を全てD社(資本金2000万円)に外注している。
- 3: E社(資本金6000万円)は、請け負ったビルメンテナンス業務をF社(資本金3000万円)に委託した。
- 4:G社(資本金4億円)は、荷主から請け負った運送をH社(資本金6000万円)に委託した。

【ステップ2】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1:下請事業者とは長期間継続して取引を行っており、双方において取引内容を理解していることから、発注 書面に納入場所や支払期日を記載していない。
- 2:下請代金の支払方法については、発注書面とは別の書面により下請事業者に通知しているので、発注書面 には支払方法に関して何ら記載していない。
- 3:下請取引の内容等の記録として、発注書の写し等を保存しているほか、電子的記録を作成・保存している。

【ステップ3】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1:下請代金の支払制度を毎月末日納品締切,翌月末日支払(現金振込)としているところ,下請代金の支払日が金融機関の休業日である土曜日に当たったため,下請事業者と合意することなく,翌営業日である月曜日に順延して支払った。
- 2:下請代金を手形(120日サイト)によって支払っているところ、下請事業者から一時的に現金での支払 を希望されたことから、金利相当分として下請代金の額の2%を差し引いて現金で支払を行った。なお、 当社の金融機関の短期調達金利は年率1.5%である。
- 3:下請事業者に対して、支払時に業界の慣習で協力費として下請代金の額の2%を差し引いている。
- 4:下請事業者が製造委託を受けた部品を一部完成させたものの、製品の売行きが芳しくなかったことから、発注を取り消した。しかし、下請事業者に対しては、完成させた部品の下請代金のほかに下請事業者に生じた費用を全て支払った。

### <回答と解説>

#### 【ステップ1】の回答: 1→O, 2→×, 3→O, 4→O

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

- 1:「〇」 物品の修理を業として請け負っている事業者がその物品の修理を他の事業者に委託することは、「修理委託」として下請 法の適用対象となります。「修理委託」では、委託元の資本金が3億円を超えている場合、委託先の資本金が3億円以下であれば 下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が1000万円を超えている場合、委託先の資本金が1000万円以下で あれば下請法の適用対象となります。
- 2:「×」 自社で使用する物品(無償で取引先等に配布する会社案内パンフレット等)のデザインの作成を業として行っている事業者が、他の事業者にその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。しかし、C社は、会社案内パンフレットのデザインの作成を自社で行っていないため、「情報成果物作成委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。
- 3:「〇」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者に委託することは「役務提供委託」に当たります。「役務提供委託」では、委託元の資本金が5000万円を超えている場合、委託先の資本金が5000万円以下であれば下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が1000万円を超えている場合、委託先の資本金が1000万円以下であれば下請法の適用対象となります。
- 4:「〇」 設問4の運送も設問3と同様に「役務提供委託」に当たります。ただし、「役務提供委託」のうち、運送・倉庫保管等については、資本金の区分が異なります。「役務提供委託」のうち、運送・倉庫保管等については、委託元の資本金が3億円を超えている場合、委託先の資本金が3億円以下であれば下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が1000万円を超えている場合、委託先の資本金が1000万円以下であれば下請法の適用対象となります。

#### 【ステップ2】の回答:1→×, 2→×, 3→O

- 1:「×」 下請法では、親事業者と下請事業者の双方において下請取引の内容を理解している場合にも、親事業者は発注に際して必要記載事項を記載した書面を直ちに交付する必要があります。そのため、設問のように下請事業者と長期間継続して取引を行っているとしても納入場所等を記載しないことは、「書面の交付義務」(下請法第3条第1項)の規定に違反します。
- 2:「×」 発注書に記載する必要記載事項のうち、支払方法等のように個々の発注により内容が変わることがない事項について発注 書面とは別の書面により通知することが認められています。ただし、別の書面で通知する場合には、発注書面に「支払方法については別の書面による」旨を記載する必要があります。設問のように発注書面に「支払方法については別の書面による」旨を記載しないことは、「書面の交付義務」(下請法第3条第1項)の規定に違反します。
- 3:「〇」 下請法第5条では、発注内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し、2年間保存する義務があります。書類の保存には、発注書の写し等を保存するほか、下請取引の内容等を記録した電子的記録を作成・保存することにより、書類の作成・保存義務を果たすことができます。下請取引の内容等を記録した電子的記録を作成・保存する場合には、①記録データの訂正又は削除を行った場合にこれらの事実及び内容を確認できること、②画面及び書面に記録データを出力することができること並びに③記録データの検索機能を有していることという要件を満たす必要があります。

#### 【ステップ3】の回答: 1→×, 2→×, 3→×, 4→O

- 1:「×」 親事業者は、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定められた 支払期日までに下請代金を全額支払わないと「下請代金の支払遅延の禁止」(第4条第1項第2号)の規定に違反することになり ます。ただし、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、①順延する期間が2日以内であり、かつ、②親事業者と 下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されているときには、結果と して受領から60日(2か月)を超えて下請代金が支払われても下請法上問題とはなりません。
- 2:「×」 親事業者が、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減じることは、下請代金の減額(下請法第4条第1項第3号)として問題となります。しかし、下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を減じることは、下請法上問題とはしていません。設問のように親事業者の短期調達金利相当額を超える額を減じることは、「下請代金の減額の禁止」(下請法第4条第1項第3号)の規定に違反します。
- 3:「×」 親事業者が、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減じることは、下請代金の減額(下請法第4条第1項第3号)として問題となります。設問のように業界の慣習で行っている場合にも「下請代金の減額の禁止」(下請法第4条第1項第3号)の規定に違反します。
- 4:「〇」 親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行うことにより、下請事業者の利益を不当に害すると不当な給付内容の変更の禁止(下請法第4条第2項第4号)として問題となるおそれがあります。しかし、設問のように発注を取り消したことによって下請事業者に発生した費用の全てを親事業者が負担する場合には、下請法に違反するものではありません。



公正取引委員会では、下請法に関するパンフレットやテキストの作成や講習会の開催もしています。 また、下請法に関する相談も受け付けていますので、いつでも下記の連絡先までお問い合わせくだ さい。





公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課 電話 052-961-9424(直通) FAX 052-971-5003 ホームページ http://www.jftc.go.jp